

長浜市社会福祉協議会車椅子利用者移送自動車貸渡事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅で生活する高齢者・障害者等の社会参加を促進し、要介護者及び家族の気分転換・家族の絆を深めることを目的として、車椅子利用者移送自動車（以下「外出支援車」という。）貸渡事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により外出支援車を借り受けることができる者は、長浜市内に居住し、次の各号に該当する者とする。ただし、営利等を目的とする者は対象としない。

- (1) 車椅子を必要とする者
 - (2) 前号に該当する者を介助するために外出支援車を必要とする介助者及び各種福祉団体
- 2 前項に準ずる者で会長が特に必要と認めた者

(利用目的)

第3条 外出支援車の利用目的は、利用者の気分転換ならびに医療機関や介護保険施設等への移送に限る。ただし、会長が特に必要と認めた場合には、この限りではない。

(利用申込)

第4条 申込者は、会長が定める「車椅子利用者移送自動車借受申込書兼同意書」を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 申込みは、利用を希望する日の3ヶ月前からとする。

(貸渡の承諾)

第5条 会長は、貸渡について承諾した時は、許可証を交付するものとする。

- 2 貸渡の承諾は、申込みの順序によりこれを決定する。

(貸渡日および時間)

第6条 貸渡は、毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし12月28日から1月3日まで及び祝祭日、車検等車両整備・修理その他の理由により本会が貸渡できないと認める日は除く。

- 2 前項の規定にかかわらず会長が特に必要と認める時は、この限りではない。

(貸渡条件)

第7条 外出支援車の運転者は運転技術を習得した普通自動車免許所持者とし、原則として介助者の同乗を条件とする。

2 1週間に1回の利用を限度として貸渡を行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用料)

第8条 無料とする。ただし、外出支援車の燃料は利用者負担とする。

(事故等の処理および責任)

第9条 利用者の病状の急変及びあらゆる事故については、本会は一切の責任を負わないものとし、運転者の故意・過失に基づく一切の事故責任は運転者本人の負担とする。ただし交通事故の場合は、本会が加入する自賠責保険・自動車任意保険の補償の範囲内で補償する。

2 使用期間中に人的・物的事故または車両に損傷が発生した場合は、それが不可抗力および運転者の過失の有無を問わず、運転者は道路交通法に基づく処置を講じた後、遅滞なく本会に報告しなければならない。

(遵守事項)

第10条 利用者及び運転者は、次のことを遵守しなければならない。

(ア) 申請内容以外に使用してはならない。

(イ) 常に安全運転に心がけるとともに交通法規を遵守すること。

(ウ) 使用後は清掃を行い、車両に異常があれば報告するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年 2月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。